

門川町災害応援協定(主なもの) 一覧表

(平成26年12月8日現在)

1	締結日	協定名称	協定先	協定の概要	備考
1	H7.6.19	宮崎県消防相互応援協定	県内9市28町7村3組合	消防組織法第1条に規定する消防の任務 火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。	
2	H8.8.29	宮崎県市町村防災相互応援協定	県内9市28町7村	災害応急措置としての①応援職員の派遣②食料品、飲料水、生活必需品の提供③避難及び収容施設並びに住宅の提供④医療及び貿易に必要な資機材および物資の提供⑤遺体火葬施設の提供⑥ゴミ、し尿処理用装備、施設の提供⑦車両、資機材の提供⑧ボランティア団体の受付及び活動調整⑨その他応援に必要な事項	
3	H10.7.24	宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	県内9市28町7村1企業団	災害及び渇水時に①職員の派遣②応急給水実施③応急復旧④給水に係る衛生措置の確保⑤関係機関との連絡調整⑥飲料水の提供に関し必要な事項	
4	H12.12.3	災害時における総合的支援に関する協定書	宮崎県石油商業組合	①緊急避難場所及び一時休憩所として施設を提供②テレビ、ラジオ、地図等による道路情報の提供③水道水、トイレの提供④非常物資の集積地として施設を提供⑤緊急車両に対する優先給油	宮崎県
5	H18.4.28	災害発生時における支援活動に関する協定書	日向地区建設業組合	①被災調査を実施、被害状況の報告②支援活動に必要な人員、建設機材、資材を確保③応急復旧工事	門川町
6	H18.6.5	災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	宮崎県生コンクリート協同組合	生活(飲用除く)用水、消防用水の供給	宮崎県
7	H18.7.20	宮崎県消防相互応援協定の一部を変更する協定書	県内9市19町3村2組合	原協定の一部変更	

8	H19.7.3	災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書	宮崎県環境保全事業連合会	被災地域で①発生するし尿・浄化槽汚泥・ごみ等の収集・運搬②仮設トイレの設置③その他支援活動可能な事項	宮崎県
9	上記同時期	災害時における避難地(公園・広場・グラウンド)などの応急対策等に関する協定書	(社)宮崎県造園緑地協会・(社)日本造園建設業協会宮崎県支部	①避難地の倒木、瓦礫の除去および処理②清掃③従僕の現状回復④避難地の被災情報収集⑤その他必要と認める事項	宮崎県
10	H19.7.20	災害時相互支援に関する協定書	日向市、美郷町、諸塚村、椎葉村	衛星系通信機器を利用した安否確認、被災した自治体から要請のあった事項	防災部会で運用面を協議中
11	H19.12.21	災害時における飲料水調達業務に関する協定書(宮崎県のうち本町に属する分)	南九州コカ・コーラボトリング(株)	災害対応型自動販売機の機内在庫飲料水の無償提供(門川町役場、商工会、福祉センター、文化会館、心の杜、クリエイティブセンター)、商品の優先的な供給、商品の搬送引渡し	宮崎県
12	H20.1.15	災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策に関する協定書	(社)日本塗装工業会 宮崎県支部	①公共施設、避難所及び一般住宅等における汚泥の洗浄②災害時に発生する一般廃棄物の指定場所への運搬③被災構造物の簡易点検及び応急修理④その他必要と認める業務	宮崎県
13	H20.1.15	災害時における柔道整復師支援活動に関する協定書	(社)宮崎県柔道整復師会	救護所及び避難所等での①骨折・脱臼・止血等の応急処置、打撲・ねんざの施術	宮崎県
14	H20.3.19	災害時における水道の応急対策に関する協定書	宮崎県管工事協同組合連合会	①災害時に拠点となる公共施設、避難所等の水道施設の優先的復旧②水道資機材の調達・提供③水道技術者の斡旋・提供④その他必要と認める業務	宮崎県
15	H20.7.17	災害時における建築物の応急対策に関する協定書	宮崎県建築協会	①公共施設及び避難所等の建築物の機能回復②被害状況の調査・報告③建築機械・資材及び労力の提供	宮崎県
16	H20.7.28	災害時における防水等の応急対策に関する協定書	宮崎県防水工事協同組合	災害時拠点公共施設の①天井・壁等の漏水応急措置②飲料水槽・配管の漏水の応急止水措置③発電機・投光機による応急照明装置の提供④被害情報の収集・報告	宮崎県
17	H20.7.31	災害時における電気設備の応急対策に関する協定書	宮崎県電業協会	災害時拠点公共施設の電気設備の機能回復②被害状況調査・報告③電気工事機材及び労力の提供	宮崎県

18	H20.9.8	災害時における飲料水調達業務に関する協定書	南九州ペプシコーラ販売(株)	①緊急時対応型飲料水自動販売機内の飲料水の無償提供②商品の優先的な供給③商品の搬送引き渡し	宮崎県
19	H20.11.11	災害時における物資の調達に関する協定書	(株)ローソン	①調達・製造が可能な範囲内での商品の提供②商品の搬送引き渡し	宮崎県
20	H20.11.20	災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定書	伊藤忠商事(株)	グループ各社間の総合調整	宮崎県
21			(株)南九州ファミリーマート	災害時に供給可能な物資の供給	宮崎県
22			伊藤忠エネクス(株)	①緊急車両等への優先給油②帰宅困難者への場所提供③救援物資等集積地としての場所提供	宮崎県
23			(株)エコア	①LPガス、ボンベ等の供給②二次災害防止のための広報活動の実施	宮崎県
24	H21.2.17	災害時におけるLPガスの調達に関する協定書	宮崎県エルピーガス協会	①LPガスの優先的な供給②LPガスコンロ・ガストープ等の機材提供③LPガス容器等の搬送・設置④LPガス保安業務資格者の斡旋、提供	宮崎県
25	H21.3.6	災害発生等における総合的支援に関する協定書	宮崎県商工会連合会	知事からの要請で①食料品・飲料水②寝具③日用雑貨品④衣料品⑤炊事用具⑥高熱材料⑦衣料品の供給・運搬を行う	宮崎県
26	H21.3.26	災害発生等における支援活動に関する協定書	門川町商工会	公共施設の機能回復のための応急作業、建築資材等の調達、生活必需品等の供給(寝具、医療品、日用品、食糧品等)	門川町
27	H21. 2. 22 (県HP)	災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)全国木造建設事業協会	①木造の応急仮設住宅の建設等の業務協力 ②木造の応急仮設住宅建設時の住宅建設業者の斡旋等	宮崎県
28		災害時における建築物の応急対策に関する協定	(社)宮崎県建築業協会	①被災した公共建築施設の被害情報の収集 ②木造の応急仮設住宅の建設 ③公共建築施設の応急復旧作業及び機能の確保 ④建築資機材等の調達及び輸送	宮崎県
29		災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	全国賃貸住宅経営協会	①民間賃貸住宅経営者からの空き家情報の提供 ②応急仮設住宅として利用可能な民間賃貸住宅の提供	宮崎県

30	H24.7.19	災害時応急用食料・物資の支援体制について(通知)	農林水産省延岡地域センター	災害発生後1～3日用として、1,000人/1日分の支援体制①乾パン350Kg 補助栄養食品6000個②パン類3000個・おにぎり6000個(20℃以下または温度管理ができる場合)③カップ麺(3000個:湯を確保できる場合)④水500ml(3000本)⑤育児用調整粉乳850g×10缶⑥乳児用レトルト60個⑦老人用レトルト200個	通知
31	H24.10.1	門川町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局長	大規模な災害時に、①現地情報連絡員の派遣②専門技術員による支援③緊急輸送路の確保④緊急湛水排除、⑤通信連絡網の構築⑥学識経験者の指導、助言	門川町
32	H24.11.29	津波緊急避難における高速道路等区域の一時使用に関する協定書	西日本高速道路株式会社九州支社長	東九州自動車道の一部(料金所付近)を避難所として利用できるもの	門川町
33	H25.2.21	宮崎県社会福祉施設等災害時相互応援協定	県内8の社会福祉団体相互間の協定	(社)宮崎県保育連盟連合会に平城保育所が加入。加入施設の被災により使用が困難になった場合に、一時的に利用者を受け入れる	門川町
34	H25.7.4	津波緊急避難における門川町IC門扉鍵の管理に関する協定書	西日本高速道路株式会社九州支社長	門扉鍵2個を門川町(消防防災係)に貸与	門川町
35	H25.7.5	津波緊急避難における門川町IC門扉鍵の管理に関する協定書	加草2区 地区区長	門扉鍵2個のうち1個を消防防災係 1個を加草2区が管理	門川町
36	H25.9.30	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	宮崎県済生会日向病院	病院屋上(5F)施設を避難所として提供 A=1,000㎡ 500名	門川町
37	H25.10.29	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	(株)メタルフォージ	敷地内の空きスペース提供(車両)A=33,000㎡(建物含む) 200名	門川町
38	H25.10.30	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	門川町社会福祉協議会	総合福祉センターを活用した避難スペースの提供 A=601㎡ 180名	門川町

39	H25.12.18	災害時における災害緊急放送に関する協定書	(株)ケーブルメディアワイワイ	災害緊急放送、災害情報の放送で①避難勧告、避難指示②被害及び復旧状況③避難所及び救護所の開設状況④学校、保育所の児童等の保護状況⑤帰宅困難者に関する事項⑥水、物資等の支給情報⑦その他必要と認める事項	門川町
40	H26.11.26	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話(株)宮崎支店	門川町が、県が災害救助法を適用する地域にあり、また広域停電が発生している場合に、門川町は電話機、端子盤、配管、引き込み柱えを設置し、西日本電信電話(株)は屋内配線を行い特設公衆電話を開設する。使用料は西日本電信電話(株)が負担する。	門川町
41	H26.11.26	災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人 ひまわり会 高齢者福祉施設 ふれあい地球館	災害発生時に、福祉施設や医療機関等に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活では何らかの配慮を必要とする者を受け入れる。門川町は何らかの配慮に要した経費、及び必要な日常生活用品、食料品その他の物資の調達に努める。	門川町
42		災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書	医療法人 慶城会 医 療・福祉複合施設 神舞 の里	災害発生時に、福祉施設や医療機関等に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活では何らかの配慮を必要とする者を受け入れる。門川町は何らかの配慮に要した経費、及び必要な日常生活用品、食料品その他の物資の調達に努める。	門川町